

保育人材確保支援事業補助金にかかる 交付対象者と勤務月数の考え方

交付対象者

次のすべてを満たす保育士資格を有する者

- ① 申請年度の10月1日時点で、市内に住民登録がある。
- ② 申請年度の10月1日時点で、市内の認可保育所または認定こども園、地域型保育施設（いずれも私立の施設に限る）に、常態的に月120時間以上勤務している。
- ③ 期間の定めのない雇用契約で雇用されている。
- ④ 法人の経営に携わる役員や園長、副園長等の管理職員でない。
- ⑤ 市税等の滞納がない。

※③の例外…有期雇用契約（臨時雇用）であっても、その雇用契約が切れ目なく繰り返し更新されるなど、雇用の実態が③と実質的に異ならない場合は対象となる。

勤務月数

申請年度の10月1日時点で、市内の保育所等での勤務月数の総数が次の月数を満たす場合、交付金の対象となります。

- ① 12か月（1年間）
- ② 36か月（3年間）
- ③ 60か月（5年間）
- ④ 120か月（10年間）

※ 勤務月数の数え方の具体例 ※

- 1か月とは、市内の保育所等に勤務を始めた日から翌月応当日（同じ日付）の前日までとする。
→ 4月15日からの勤務なら5月14日で1か月、6月14日で2か月（大の月、小の月は関係なし）となる。
- 1か月に満たない日数は切り捨てる。
- 産前産後休暇は勤務期間に含める。
- 1か月以上の育児休業、介護休暇、病気休暇等は勤務期間に含めない。
- 交付対象者が男性の場合、育児休業は14週を上限に勤務月数に含める。
- 1か月未満の有給休暇期間は勤務期間に含む。

- 市内の保育所等であれば、施設を移っても月数を合算して勤務月数に含める。ただし、その場合は1つの法人での勤務が12か月以上となる必要がある。
- 〈例1〉 A法人で6か月、B法人で3か月、C法人で3か月 → 12か月に満たない
- 〈例2〉 A法人で12か月、B法人で12か月、C法人で12か月 → 36か月を満たす
- 〈例3〉 A法人で14か月、B法人で12か月、C法人で10か月 → 36か月に満たない
- 市内の保育所等での勤務期間であれば、市外在住時の勤務でも勤務月数に含める。
→市外に住みながら市内の保育所等で10か月勤務、市内に引っ越し後、引き続き2か月勤務した場合、12か月を満たす。
- 市内に転入する前に達成した月数の区分の補助金は申請できない。
→転入前に市内の保育所等での勤務月数を12か月を満たした場合は、12か月の区分の補助金は申請できない。
- 1年に満たない期間の臨時雇用で勤務した期間は含めない。
- 1年に満たない期間での臨時雇用からスタートしても、切れ目なく期間の定めのない雇用に移り変わった場合は、臨時雇用の期間も含める。
→1年に満たない期間の臨時雇用のまま一旦勤務が終了し、期間を空けて同一の法人に正規雇用された場合は、臨時雇用の期間は含めない。
- 1年に満たない期間の臨時雇用であっても、同一の法人で切れ目なく雇用されて12か月以上となった場合は、期間に含める。

申請期間

区分の勤務月数を満たして以降、直後の10月1日（基準日）から12月31日までの間に申請します。

- 基準日が属する年度の翌年度以降は、その区分の補助金は申請できない。
→令和8年10月2日から令和9年10月1日までに勤務月数が12か月を満たしたが、令和9年12月31日までに申請しなければ、12か月の区分の補助金は申請できない。
- 令和8年3月31日までに12か月の勤務月数を満たし、10万円の補助金の交付を受けた場合、当該補助金の12か月の区分の補助金は申請できない。